

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

### 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表震災復興・企画部の項中「震災復興・企画総務課」の下に「、オリンピック・パラリンピック大会推進室」を加え、「情報産業振興室、情報システム課」を削り、同表保健福祉部の項中「医療整備課、医師確保対策室」を「医療政策課、医療人材対策室」に改め、同表経済商工観光部の項中「国際経済・交流課、海外ビジネス支援室」を「国際企画課、アジアプロモーション課」に改め、同表土木部の項中「、復興住宅整備室」を削る。

第十一条秘書課の分掌事務の項第二号中「国際経済・交流課」を「国際企画課及びアジアプロモーション課」に改め、同条危機対策課の分掌事務の項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域防災力の向上に関すること。

第十二条震災復興・企画総務課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

オリンピック・パラリンピック大会推進室

一 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。

二 スポーツを通じた地域の振興に係る調整に関すること。

第十二条情報政策課の分掌事務の項に次の五号を加える。

九 情報ネットワークシステムの管理運営に関すること。

十 共通基盤システムに関すること。

十一 庶務・給与システムに関すること。

十二 電子申請システムに関すること。

十三 情報システムの開発及び改善の技術的助言等に関すること。

第十二条情報産業振興室の分掌事務の項及び情報システム課の分掌事務の項を削る。

第十四条医療整備課の分掌事務の項中「医療整備課」を「医療政策課」に改め、同項第三号中「医師確保対策室」を「医療人材対策室」に改め、同項第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、同条医師確保対策室の分掌事務の項中「医師確保対策室」を「医療人材対策室」に改め、第二号を次のように改める。

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。

第十四条医師確保対策室の分掌事務の項に次の一号を加える。

三 高等看護学校に関すること。

第十四条健康推進課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十二 がん対策の推進に関すること。

第十四条疾病・感染症対策室の分掌事務の項第五号を削る。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報関連産業の振興に関すること。

第十五条国際経済・交流課の分掌事務の項中「国際経済・交流課」を「国際企画課」に改め、同項第四号及び第五号中「こと」の下に「(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「こと」の下に「(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 海外からの観光客の誘致に関すること(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。)

第十五条国際経済・交流課の分掌事務の項に次の二号を加える。

十三 一般財団法人みやぎ産業交流センター(平成六年八月一日に財団法人みやぎ産業交流セン

ターという名称で設立された法人をいう。) に関すること。  
 十四 みやぎ産業交流センターに関すること。  
 第十五条海外ビジネス支援室の分掌事務の項中「海外ビジネス支援室」を「アジアプロモーション課」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 海外からの観光客の誘致に関すること(アジア地域に係るものに限る。)
- 二 友好姉妹省州県等との交流に関すること(アジア地域に係るものに限る。)
- 三 海外からの賓客等の接遇に関すること(アジア地域に係るものに限る。)
- 四 海外渡航に関すること(アジア地域に係るものに限る。)
- 五 海外ビジネスの支援に関すること。
- 第十六条農林水産経営支援課の分掌事務の項第八号を削り、同条食産業振興課の分掌事務の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 県産食品の輸出に関すること。  
 第十八条都市計画課の分掌事務の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条建築宅地課の分掌事務の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同条住宅課の分掌事務の項第二号中「(復興住宅整備室の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

- 十四 災害公営住宅の建設等に関すること。
- 第十八条復興住宅整備室の分掌事務の項を削る。
- 第二十一条の四第一項の表震災復興・企画部の項を次のように改める。

震災復興・企画部	震災復興・企画総務課	オリンピック・パラリンピック大会推進室
----------	------------	---------------------

第二十一条の四第一項の表保健福祉部の項中

医療整備課	医師確保対策室	を
-------	---------	---

医療政策課	医療人材対策室	に改め、同
-------	---------	-------

表経済商工観光部の項を次のように改める。

経済商工観光総務課	富県宮城推進室、企業復興支援室
-----------	-----------------

経済商工観光部	産業立地推進課	自動車産業振興室
	商工金融課	中小企業支援室

第二十一条の四第一項の表土木部の項を次のように改める。

土木部	都市計画課	復興まちづくり推進室
-----	-------	------------

第二十二条第一項の表医療健康局長の項に次のように加える。

国際経済・観光局長	経済商工観光部	上司の命を受け、国際経済及び観光に関する事務を掌理するとともに、経済商工観光部の事務を整理し、経済商工観光部長を補佐する。
-----------	---------	---

第二十二条第三項の表医療政策専門監の項中 「医療整備課」 を 「医療政策課」 に改め、同

表子育て政策専門監の項に次のように加える。

精神保健専門監	障害福祉課	上司の命を受け、精神保健医療福祉及び発達障害者支援施策の推進及び調整に関する事務を掌理する。
---------	-------	--

第四十六条第一項中「衛生技術者養成施設条例」の下に「昭和三十九年宮城県条例第九号」を、「保健師助産師看護師法」の下に「昭和二十三年法律第二百三十三号」を加える。

第六十三条第十項農業振興部の分掌事務の項第八号中「(農業倉庫に係るものを除く。)」を削る。  
 第九十条第七項中「及び第四号から第七号まで」を「、第四号及び第六号」に、「同項第八号」を「同項第五号及び第七号」に改める。

第九十五条第六項中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項建築部の分掌事務の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二宮城県医療審議会の項中	医療整備課	を	医療政策課	に改め、同表中宮城県
-----------------	-------	---	-------	------------

准看護師試験委員の項を削り、地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会の項に次のように加える。

宮城県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	医療人材対策室
-------------	--	---------

別表第二宮城県国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

宮城県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第七条の規定による宮城県国民健康保険運営方針の作成及び同法附則第九条の規定に基づく同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収その他国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関すること。	同
----------------	--	---

別表第二宮城県衛生検査所精度管理専門委員会の項中

医療整備課	を	医療政策課
-------	---	-------

に改め、同表宮城県食育推進会議の項の次に次のように加える。

宮城県がん対策推進協議会	宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項の審議に関すること。	同
宮城県がん登録情報利用等審議会	がん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十一号)第二条第二項に規定するがん登録をいう)等により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項の調査審議に関すること。	同

別表第二宮城県がん対策推進協議会の項及び宮城県がん登録情報利用等審議会の項を削る。

別表第二宮城県多文化共生社会推進審議会の項中

国際経済・交流課	を	国際企画課
----------	---	-------

る。

別表第三みやぎ産業交流センターの項中

海外ビジネス支援室	を	国際企画課
-----------	---	-------

に改め、同表松岩漁港の指定施設(尾崎A防波堤横泊地①及び尾崎A防波堤横泊地②に限る。)の項中「(尾崎A防波堤横泊地①及び尾崎A防波堤横泊地②に限る。)」を削り、同表磯崎漁港の指定施設の項の次に次のように加える。

塩釜漁港の指定施設(物揚場、岸壁、護岸及び橋横泊地に限る。)	塩竈市	塩竈市観光物産協会	同
--------------------------------	-----	-----------	---

別表第三塩釜漁港の指定施設(釜の渕泊地に限る。)の項中  
塩竈市  
を

に改め、同表塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地に限る。)の項の次に次のように加える。

女川漁港の指定施設(南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地に限る。)	牡鹿郡女川町	同	同
----------------------------------	--------	---	---

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。